

2024 年税務政策の解説： 上海で税務事前裁定を試行、税務の確 定性を向上へ

2024 年 1 月
第 1 号

概要

2023 年 12 月 29 日、上海市税務局は「上海市税務局の税務事前裁定業務管理弁法（試行）」¹（沪税弁発〔2023〕33 号。以下、「弁法」）を公布しました。省・市級税務局が公布する規定としては全国初となる事前裁定に係る業務規定であり、当該弁法によって税務管理サービスの新たな局面が期待されます。上海の法人納税者は今後、将来発生が見込まれる複雑な税務事項に対して税務法規をどのように適用するかにつき、事前裁定の機会を有することになります。当該制度は納税者の税務の確定性の向上に繋がり、特に M&A、新規事業などを検討している企業において、事前裁定を通じて税務コストを適切に評価し、事業上の意思決定に資することが期待されます。

詳細内容

背景

税務事前裁定とは、税務の確定性を高め係争を減少させる一つの措置となります。国家レベルでの税務事前裁定制度は未だ存在しないものの、過去数年間において、複数地域の税務局が大企業向けの個別サービスとして事前裁定を試行しています。2021 年、国務院は「税務徴税管理改革の更なる推進に関する意見」を公布し、「大企業の税務事前裁定を模索し、健全な制度を確立する」ことを打ち出しました。地方レベルでは、2020 年に広州市南沙区が「複雑な税務事項の税務事前裁定暫定弁法（試行）」を、2021 年に広州、深センが「国際税務事項の共同事前裁定管理弁法（試行）」を、2022 年に珠海、中山、横琴が共同で「区を跨いだ国際税務共同サービス業務備忘録」をそれぞれ公布しており、長江デルタ地域においても大企業の税務事前裁定の一体化発展に係る通知が公布されています。各地域における税務事前裁定の試行及び事例の詳細に関しては、「中国税務ニュースフラッシュ」2022 年第 20 号²をご参照ください。上海が今回公布した弁法は、全国初となる省・直轄市級税務局による事前裁定に対する広範囲での試行であり、今後、税務上の観点からより良い事業環境の発展に繋がり、納税サービスの指針となることが期待されます。

上海の税務事前裁定の適用範囲

弁法によると「税務事前裁定」とは、税務局と企業の相互信頼の原則に基づいて、将来発生が見込まれる特定の複雑な税務事項に対し、企業が税務法規の適用方法について申請を提出し、税務部門が現行の税務法規などに基づき政策適用に係る意見を書面で通知する行為を指します。その適用範囲をまとめると以下の通りとなります。

納税者: 当該弁法は上海市を範囲とする法人納税者に適用されます。従い、個人の納税者は適用対象者に含まれません。このほか事前裁定の受理機関は大企業税務管理部門であるものの、弁法では適用範囲を大企業納税者に限定していません。地域に関しては、他の省・市の納税者には当該弁法は適用されません。従い、広東省の企業による上海市企業の吸収合併に係る企業所得税の特殊性税務処理をどのように適用するかなど省を跨ぐ事案に係る場合、または上海と他の省・市の納税者が同時に当事者となる場合、上記規定により上海市の税務局へ事前裁定を申請することはできない、または裁定が上海市の企業に適用されたとしても、広東省の企業には適用できない可能性があります。但し弁法では、上海市税務局大企業税務管理部門は省を跨いだ連携の積極的な推進、長江デルタ地域の大企業税務事前裁定業務の一体化発展について言及しています。従い、長江デルタにおける省を跨ぐ税務事項については、長江デルタの裁定制度によって解決する可能性が残されています。

税目: 弁法では適用税目を明確に限定していません。従い、主要な税目として挙げられる企業所得税、増値税、消費税、印紙税などはいずれも、事前裁定を通して税務処理を明確化できる可能性があります。このほか、個人の納税者には当該弁法は適用されないものの、企業は源泉徴収義務者として個人所得税の処理に係る不確定性に直面する事も想定され、弁法では法人納税者の個人所得税についての事前裁定申請の可能性を排除していません。但し、税務局は税関が徴税管理する関税、輸入増値税などの輸出入に関連する税目を取り扱わないことから、これら税目には本弁法は適用されないと考えられます。

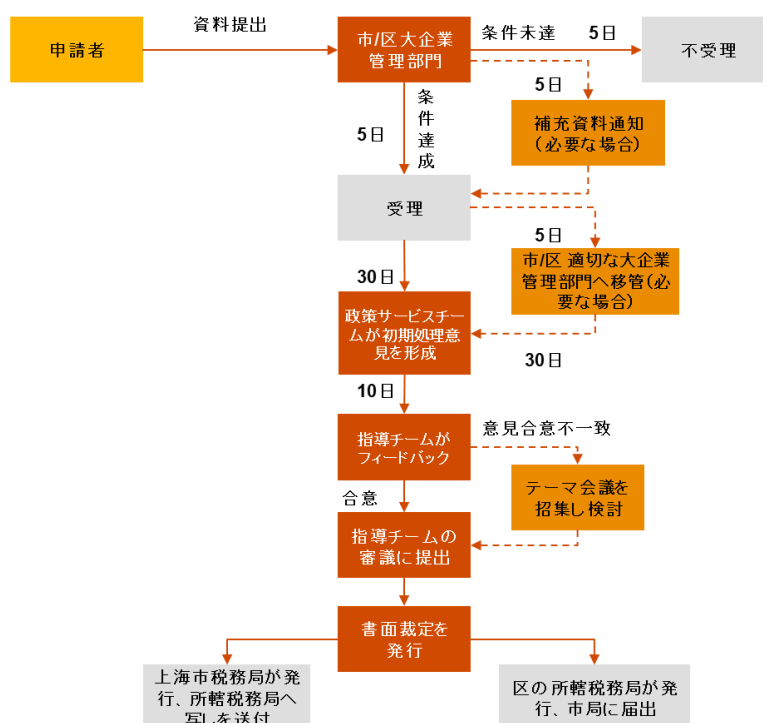
対象事項: 事前裁定は企業の「将来発生が予測される」複雑な税務事項に適用され、過去の事項、確実ではない計画または 2 年以内に発生しない事項には適用されません。これは、企業は 2 年以内に計画している取引について事前裁定を申請することができ、税務処理を明確化できることを意味しています。このほか、現行の税務法規などで既に明確な規定があり、当該規定を明確に適用できる場合も、事前裁定の適用対象外とされます。具体例として、企業がある新商品の販売を計画しており、税務法規で 13% の税率で増値税を適用することが既に明確である場合、事前裁定の適用対象外となります。企業が新しい事業モデルを計画し、現行の税法を明確に適用できず、実際の状況を踏まえ分析、検討しなければならない場合は、事前裁定を通して税務法規をどのように適用するか明確にできる可能性があります。弁法はこのほか、合理的な商業目的を備えない、または法律法規が明確に禁止している事項に対して、事前裁定は適用できない旨を規定しています。従いまして、企業のアレンジメントが租税回避目的を有するものであれば、事前裁定は適用されません。移転価格事前確認制度 (APA) に係る事項であれば、移転価格事前確認制度 (APA) に基づく手続に則り処理しなければならず、こちらも弁法は適用されません。また、弁法は金額基準を挙げていないため、上海の事前裁定は取引金額に対する制限を設けていないと考えられます。

事前裁定の申請、審議及び裁定

プロセス: 企業は市、区のいずれかの大企業税務管理部門へ事前裁定の申請を提出することができます。市または区の大企業税務管理部門は、市または区のどちらの部門が裁定を受理し担当するかについて適宜決定します。全体の事前裁定業務は、「大企業税務作業指導チーム」(以下、「指導チーム」) が担います。具体的には申請受理後、大企業税務指導業務チームオフィス(以下、指導チームオフィス) が統括、調整を担当します。指導チームオフィスの「政策サービスチーム」が初期的な処理に対する意見を形成し、指導チームのメンバーと検討、または指導チームオフィスが専門事項会議を招集して検討を行います。意見が一致した後、指導チームの審議に付され、その後、上海市税務局または区の所轄税務局が申請者へ書面で、裁定機関が押印した「税務事前裁定意見書」を発行します。弁法は地域、取引の複雑性のほか、税務上の影響金額による区分など、市または区のそれぞれの管理権限を明確にしていません。実際のプロセスでは、企業が市または区、どちらの税務局と裁定事案の協議を行うかについては非常に重要であり、企業においては申請の提出前に税務局と事前に協議することが推奨されます。

文書: 申請者の必要提出資料には「税務事前裁定申請書」、「税務事前裁定説明書」、関連部門の承認、認定または裁定文書(該当する場合)、契約書、合意書、議事録または実行可能性研究報告書などの証明資料、及び税務局が提出を要求するその他資料が含まれます。留意点として、申請者は「税務事前裁定申請書」において裁定申請事項、申請内容に係る見解、生産経営及び納税への影響、関係グループ企業及びその他の企業の状況、関係する納税機関、政策根拠などを詳細に説明する必要があります。これは、申請者が申請事項に対し明確な税務分析を行っていることが裁定の前提であるともいえます。これら税務分析は、税務局のより効率的な裁定事項に対する税務判断の基礎となります。このほか申請者が提出した文書資料が合法性、真実性、正確性、網羅性に欠く場合、裁定が取り消される可能性があります。

期間: 弁法は受理、業務処理、初期意見形成、フィードバックの期間を明確にしています。順調に進んだ場合、申請者は最速で 3 ヶ月内に事前裁定を得ることが想定されます。効率的な税務事前裁定は、申請者の税務コスト評価に資することが期待されます。裁定の申請プロセス及び所要期間は以下の通りです。



事前裁定の執行及びフォローアップ

弁法は、事前裁定が税務局及び納税者に対して法的拘束力を有するかについて言及していません。事前裁定は、企業に対しての「個別納税サービス」であり、企業の権利義務に対し実質的な影響を及ぼす「行政行為」には該当せず、不服申し立てまたは訴訟の対象とはなりません。但し、弁法は申請者が提出した資料が合法性、真実性、正確性、網羅性を備え、かつ実際に発生する税務事項が申請資料と一致している場合、裁定根拠に変化がないことを前提に、当該税務事項に事前裁定の意見を適用できると規定しています。これは、裁定意見は信頼できるものであり、企業は条件を満たした場合に当該事前裁定の意見に従うことができることを意味します。

留意点として、事前裁定は「一当事者の一事案について一回」であり、裁定意見は当該申請者の申請した取引にのみ適用され、その他の納税者の同一取引、または同一納税者の裁定を経ない他の取引に直接適用することはできません。このほか裁定事項、裁定で根拠とする税務政策はいずれも時間の経過とともに変化し、これらの変化が実質的な影響を有する場合には、申請者は実質的な変化の発生から 30 日以内に所轄税務局へ書面で通知しなければならず、事前裁定の再申請も考慮することとなります。所轄税務局も、事前裁定及び申請者の実際の税務事項のフォローアップを行い、実質的な変化が生じる際には、裁定の終了または撤回を求める可能性があります。

まとめ

上海の税務事前裁定弁法は、適用範囲が広く、所要期間及び責任区分が明確である特徴を有し、これら初となる試みは企業の税務の確定性を向上させ、税務リスクを低減し、特に M&A 取引の多い企業、上場を計画している企業、または新規事業の参入を検討している企業としては大きなメリットになることが想定されます。

新制度としての事前裁定は、しばらくは運用試行段階にあり、また組織再編、間接持分譲渡、影響が大きい資産損失の損金算入、持分インセンティブ(ストックオプション)、パートナー企業税制、特殊経営モデルなどの裁定事項は内容が複雑であることが想定され、税務局は比較的多くのリソースを投入し審議する必要があるため、企業の事前分析の重要性はより高まると考えます。事前裁定の申請を検討する企業の対応として、早い段階から詳細な分析及び税務局とのコミュニケーションを行うことが推奨されます。今後、上海での運用実績が全国のより多くの地域へと広がり、全国の税務事項の確定性向上に繋がることが期待されます。

注記

1. 「『上海市税務局の税務事前裁定業務管理弁法(試行)の公布に関する通知』」(中国語)
<https://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfgk/zhsszc/202312/t469904.html>
2. 「中国税務ニュースフラッシュ」2022 年第 20 号「各地における地域税務事前裁定の模索、より優れたサービスに向けた国と地域の連携発展戦略」
(中国語): <https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2022q3/chinatax-news-aug2022-20.pdf>

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問等がございましたら、下記の PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム担当者まで随時ご連絡ください。

李尚義

PwC 中国税務主管パートナー

PwC 中国南部及び香港地区税務主管パートナー

+86 (755) 8261 8899

charles.lee@cn.pwc.com

庄子男

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (21) 2323 2580

spencer.chong@cn.pwc.com

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 中国南部税務主管パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)

- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2023 年 9 月 6 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3028

long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2024 PwC. 普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

解读 2024 税政重磅创新：上海 试行税收事先裁定，提升税收确定性

二零二四年一月
第一期

摘要

2023 年 12 月 29 日，上海市税务局发布《上海市税务局税收事先裁定工作管理办法（试行）》¹（沪税办发〔2023〕33 号，以下简称办法）。作为全国首个省市级税务机关发布的事先裁定工作规程，该办法将开启税收管理服务的新格局。现在开始，上海的企业纳税人都有机会就预期未来发生的复杂涉税事项如何适用税收法律法规，申请事先裁定。该机制将有助于纳税人提升税收确定性，特别是对拟开展并购重组、推广新兴业务的企业来说，事先裁定将助力企业更好地评估税收成本，辅助商业决策。

详细内容

背景

税收事先裁定是一种提升税收确定性、减少涉税争议的举措，虽然迄今在国家层面尚无税收事先裁定制度，但是过去的几年中，多地税务机关均有将事先裁定作为大企业个性化服务的尝试。2021 年，国务院发布《关于进一步深化税收征管改革的意见》，提出要“探索实施大企业税收事先裁定并建立健全相关制度”。地方层面，2020 年，广州市南沙区推出《复杂涉税事项税收事先裁定暂行办法（试行）》；2021 年，广州、深圳颁布《国际税收事项联合事先裁定管理办法（试行）》；2022 年，珠海、中山、横琴联合出台《跨区域国际税收协同服务工作备忘录》，长三角区域也开始试行大企业税收事先裁定一体化操作。税收事先裁定的地方探索和案例详见普华永道《中国税务/商务新知》2022 年第 20 期²。上海本次发布的办法是全国首个省市级税务机关对事先裁定的大范围尝试，将有助于营造良好税收营商环境，树立高水平纳税服务标杆。

上海税收事先裁定的适用范围

根据办法，“税收事先裁定”是指基于税企互信原则，企业对预期未来发生的特定复杂涉税事项，如何适用税收法律法规提出申请，税务部门基于现行税收法律法规等，书面告知政策适用意见的服务行为。普华永道将适用范围总结如下：

纳税人：该办法适用于上海市范围的单位纳税人。换言之，如果是自然人纳税人，不属于申请范围。此外，虽然事先裁定的受理机关为大企业管理部门，但办法并未局限于大企业纳税人。关于地域，外省市纳税人不适用该办法。因此，如果一项交易涉及跨省事项或同时涉及上海和外省市纳税人，例如广东企业吸收合并上海企业如何适用企业所得税特殊性税务处理，可能无法就此向上海税务局申请事先裁定，或者即使裁定适用于上海的企业，但在广东也可能无法适用。不过，办法提及市局大企业管理部门会积极推进跨省合作，推动长三角区域大企业税收事先裁定工作一体化发展。因此，如果是涉及长三角的跨省涉税事项，仍有机会通过长三角的裁定机制解决。

税种：办法未明确限制适用税种。因此，企业常见的企业所得税、增值税、消费税、印花税等都应当有机会通过事先裁定明确税务处理。此外，虽然自然人纳税人不适用该办法，但是企业作为扣缴义务人，也常常面临个人所得税处理上的不确定性，从字面意义上看，办法并没有排除企业纳税人就个人所得税处理申请事先裁定的可能性。但是由于税务机关不涉及海关征管的关税、进口增值税等进出口税种，因此这些税种应该不适用本办法。

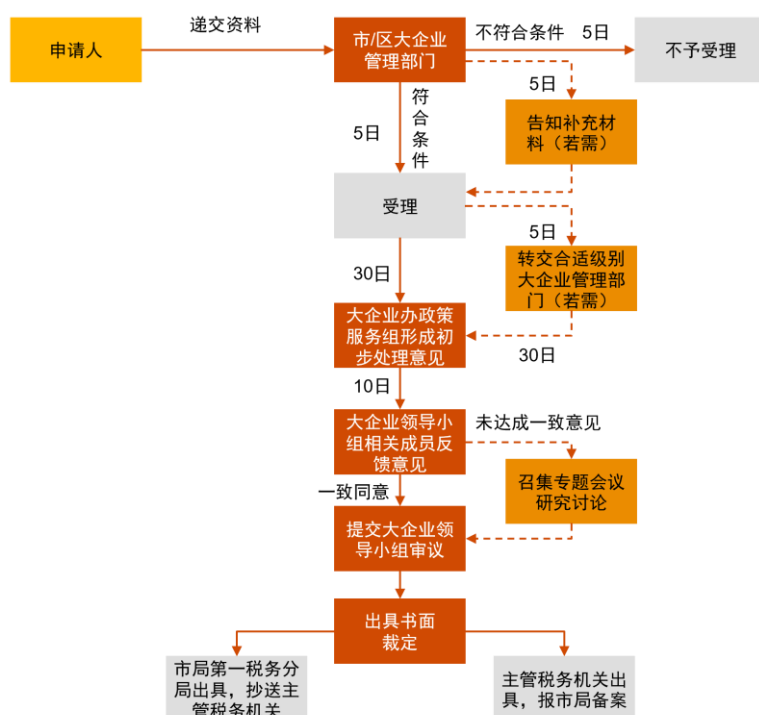
事项：事先裁定适用于企业“预期未来会发生”的复杂涉税事项，不适用于过去事项、无确定的立项计划或两年内不会发生的事项。这意味着企业可以就两年内有计划的交易申请事先裁定，明确税务处理。此外，如果现行税收法律法规等已有明确规定，可直接适用相关规定的话，也不属于事先裁定的范围。举例来说，如果企业拟销售一种新货物，税收法规已明确适用13%增值税税率，就不属于事先裁定范围。但如果企业拟从事一种新兴业务模式，现行税法无法直接套用，需要结合实际情况分析研判，就有机会通过事先裁定来明确如何适用税收法规。办法还规定，不具有合理商业目的或国家相关法律、法规明确禁止的事项不得适用事先裁定。因此，如果企业的安排是出于避税目的，不适用事先裁定。如果是涉及预约定价安排的事项，应按预约定价安排相关程序办理，也不适用该办法。办法没有列出金额门槛，因此我们理解上海的事先裁定对交易金额不设限。

事先裁定的申请、审议与裁定

流程方面，企业可向市、区任一级大企业税收管理部门提出事先裁定申请。市、区级的大企业税收管理部门会酌情决定由哪一级部门受理裁定并负责转交。整体的事先裁定工作由“大企业税收工作领导小组（以下简称大企业领导小组）”负责。具体来说，申请受理后，由大企业领导小组办公室（以下简称大企业办）负责统筹协调。大企业办的“政策服务组”负责形成初步处理意见，并向大企业领导小组相关成员征求意见，或由大企业办召集专题会议研究讨论。达成一致意见后，提交大企业领导小组审议，再由市局或主管税务机关向申请人出具书面的、裁定机关盖章的《税收事先裁定意见书》。办法没有明确市、区各自的管理权限，例如是按照地域、交易复杂程度、还是涉税交易金额等来区别。实际操作中，企业需要和哪一级别的税务机关沟通裁定事宜非常关键，建议企业在考虑提交申请前就此和税务机关预沟通。

文书方面，申请人需提交的材料包括《税收事先裁定申请表》；《税收事先裁定知情书》；相关事项获得相关单位的审批、核准或裁定文书（如有）；合同、协议、会议纪要或可行性研究报告等相关佐证资料；以及税务机关要求提供的其他资料。须注意，申请人须在《税收事先裁定申请表》中详细说明申请裁定事项、倾向性意见、对生产经营和纳税的影响、涉及的成员企业及其他企业情况、涉及的纳税期间、政策依据等。也就是说，裁定的前提是申请人已经对事项有比较明确的税务分析，这也有助于税务机关更高效地对裁定事项作出税务判断。另外，如果申请人提交的文书资料不合法、不真实、不准确、不完整，其取得的裁定可能被撤销。

时间方面，办法清晰地列出了受理、交办、形成初步意见、征求反馈的时长，整体流程非常高效。如果顺利的话，申请人有机会在最快3个月内就获得事先裁定。鉴于税收有时是一项交易能否进行的决定性因素，高效的税收事先裁定有助于申请人评估整个交易的税收成本。下图列示了裁定的申请流程和时间规定，供企业参考：



事先裁定的执行与后续管理

办法没有提及事先裁定对税务机关和纳税人是否有法律约束力。因为目前的体系下，事先裁定是针对企业的“个性化纳税服务举措”，不属于针对企业的权利义务产生实质影响的“行政行为”，不具有可复议性或可诉讼性。不过，办法规定，如果申请人提交的资料合法、真实、准确、完整，且与申请人实际发生的税收事项一致，在裁定依据未变化的前提下，事先裁定意见就可以适用。这意味着裁定意见是可以信赖的，企业在符合条件时可以选择适用。

须注意，事先裁定是“一人一时一事一议”，裁定意见仅适用于该申请人本次申请的交易，即使其他纳税人有相同的交易，或者同一纳税人有未经裁定的其他交易，也不能直接适用。此外，裁定事项、作出裁定所依据的税收政策都可能随着时间推移发生变化，如果这些变化有实质影响，申请人应于发生实质性变化 30 日内函告主管税务机关，还可以考虑是否重新申请事先裁定。主管税务机关也会同时跟踪事先裁定和申请人的实际经营活动，在发生实质变化时可能会提请终止或撤销裁定。

注意要点

上海的税收事先裁定办法具有适用范围广、时点设置清晰、责任划分明确的特点，这项创举将有效提升企业的税收确定性、降低税务风险，特别是对于频繁发生并购交易的企业、拟上市的企业、或者拟踏入新兴经营领域的企业来说是个巨大利好。

作为一项新制度，事先裁定仍在积累经验阶段，而且裁定事项一般都比较复杂（例如涉及重组、境外间接股权转让、重大资产损失扣除、股权激励、合伙企业税制、特殊经营模式等），需要税务机关调配较多的资源进行审议，因此更需要企业前期的深入分析和沟通。建议计划申请裁定的企业尽早安排推进，普华永道也期待上海的经验能够推广到全国更多区域，实现全国税收事项的确定性和一致性。

注释

3. 《关于印发<上海市税务局税收事先裁定工作管理办法（试行）>的通知》，详见 <https://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfqk/zhsszc/202312/t469904.html>
4. 《中国税务/商务新知》2022 年第 20 期：《各地探索跨区域税收事先裁定，更好服务国家区域协调发展战略》
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2022q3/chinatax-news-aug2022-20.pdf>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队**：

李尚义

普华永道中国税务主管合伙人

普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人

+86 (755) 8261 8899

charles.lee@cn.pwc.com

庄子男

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (21) 2323 2580

spencer.chong@cn.pwc.com

任颖麟

普华永道中国中部税务主管合伙人

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

陈志希

普华永道中国北部税务主管合伙人

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

倪智敏

普华永道中国南部税务主管合伙人

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)

- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2024 年 1 月 3 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页: <http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2024 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。